

環境省作成 説明資料

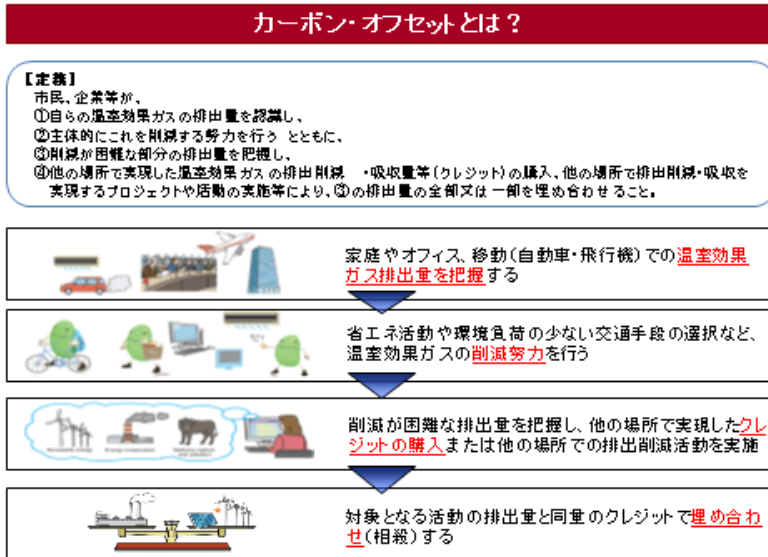
平成 27 年 2 月 26 日
公物管理等分科会

カーボン・オフセット等普及促進委託業務の概要

- 本業務では、平成 20 年 2 月に策定され、平成 26 年 4 月に改定された「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方に関する指針」（以下「オフセット指針」という。）に基づく適切なカーボン・オフセット（※1）の制度設計について議論するための検討会等の運営事務並びにカーボン・オフセットの取組の普及に関する業務を行っており、現在まで確認できているもので 1,300 件以上のカーボン・オフセットの取組が創出されている。
- また、カーボン・オフセットに利用できるクレジットとして環境省のもとで 2013 年度まで運用されていたオフセット・クレジット（J-VER）制度（※2）の事務局機能も備え、カーボン・オフセット等において活用するに当たり、クレジットの価値を担保するための書類等の査読業務の他、各種問い合わせ窓口を開設し運用している。
- 平成 26 年 4 月に改定されたオフセット指針では、オフセットの取組による「地域における投資促進・雇用確保等による地域活性化への貢献」等を新たなオフセットの意義として加えるとともに、様々なオフセットの取組の情報公開を目的として「オフセット宣言」の仕組みを構築し運用を目前に控えている。
- また、将来的なカーボン・オフセットの水平展開を見据え平成 27 年度からはカーボン・オフセットされた商品（環境貢献型商品）の開発に係る補助事業を新たに立ち上げることとなり、前述のオフセット宣言等との連携を本業務において引き続き行うことを想定している。
- また、本業務に関連する予算のうち委託費は、平成 26 年度に約 11 億円であったものが、平成 27 年度予算案によれば 3 億円へと大幅に変動している。この予算の中から複数の関連する業務へ配分することになるが、本業務については、平成 26 年度の契約額（約 2 億 5 千万円）から大幅に減額する予定であり、その成果を踏まえた上で平成 28 年度以降も業務内容を大きく見直すため、契約額も大幅に変更される予定である。
- 確かに、市場化テストの導入により、複数年契約や入札公告期間の長期化及び実施要項案への意見招請等による参入障壁の確認が可能となる等のメリットが考えられるものである。しかしながら本業務の仕様決定に当たっては、前述した平成 27 年度から新たに立ち上げる補助事業の成果を踏まえることが不可欠であり、かつ、その契約額も大幅に変更され得ることから、補助事業の効果検証を踏まえていない段階で、市場化テストで求められる秋の時点の仕様決定は困難であり市場化テストの導入はできかねるものである。
- 一方で、一社応札等の改善のため、環境省全体として平成 27 年 1 月 5 日以降に開催される入札・企画競争説明会参加者に対してアンケート調査等を行い、自ら行うことのできる改善については同年度類似業務や次年度業務に積極的に取り入れることとなった。また、平成 28 年度を待たずして、平成 27 年度の業務から、公告期間の延長、情報開示の促進等の対応を行い改善に努めて参りたい。

※1 カーボン・オフセットについて

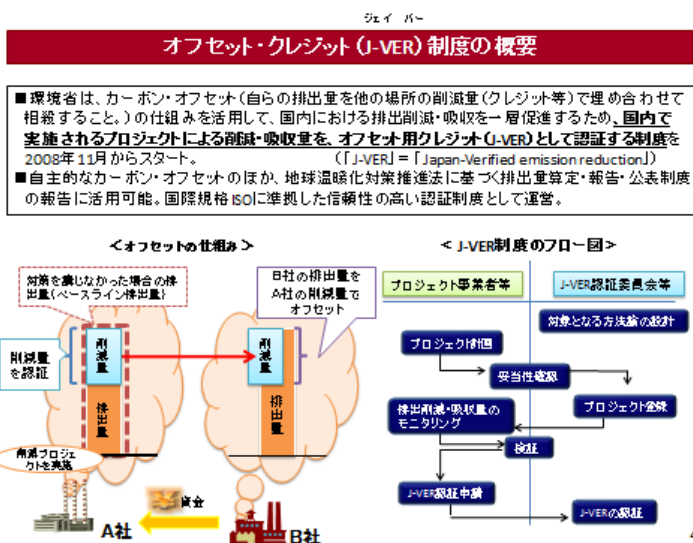
カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で開催した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることで、すなわち『知って、減らして、オフセット』の取組をいう。



4

※2 オフセット・クレジット (J-VER) 制度について

オフセット・クレジット (J-VER) 制度とは、低炭素機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂ などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度であり、カーボン・オフセットに活用できるクレジットとして創設された。



48

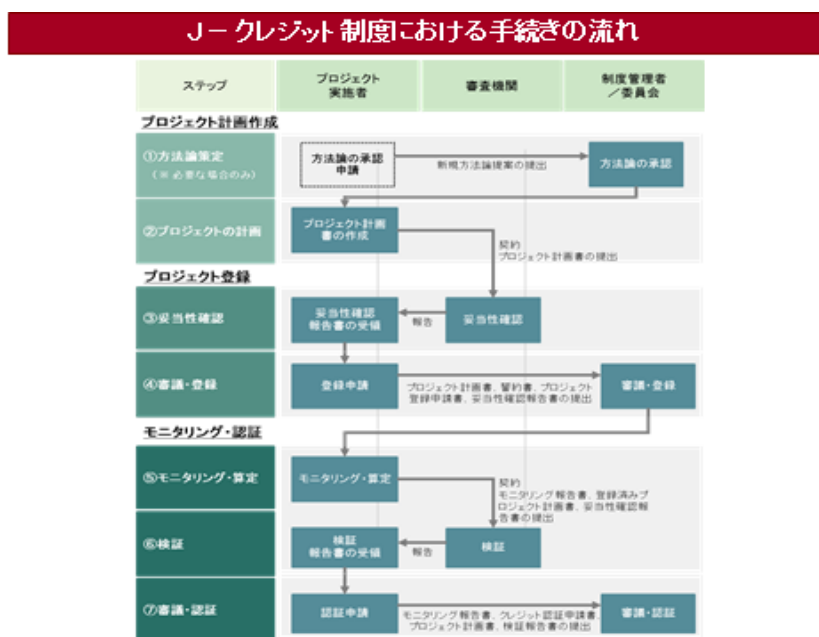
J-クレジット創出支援委託業務の概要

- 本業務では、経済産業省と農林水産省とともに平成 25 年度より運営している J-クレジット制度（※1）において、温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを行う事業者に対して、J-クレジットの認証に至る一連のプロセスを支援し、J-クレジット制度に係る新たな排出削減・吸収プロジェクトの創出を行い、J-クレジット制度を促進することを目的とする。
- 今年度の業務においては、プロジェクト登録申請支援（40 件程度）及びクレジット認証支援（15 件程度）を行うこととなっており、計画書又は報告書等の J-クレジットの創出に当たって必要な各申請プロセス（※2）における申請書類の記載等の対応を事業者と連携して行うこととなっている。
- 本業務に関連する予算のうち委託費は、平成 26 年度に約 11 億円であったものが、平成 27 年度予算案によれば 3 億円へと大幅に変動している。この予算の中から複数の関連する業務へ配分することになるが、本業務については、すでに平成 25 年度の契約額（約 1 億 4 千万円）から平成 26 年度に業務内容の見直しを行っており（契約額は約 7 千万円）、さらに平成 27 年度は前年度から大幅に減額する予定である。この成果を踏まえた上で、平成 28 年度以降も業務内容を大きく見直していく予定である。具体的には、本業務における支援件数等は、前年度業務において確認された排出削減・吸収プロジェクトを行う可能性・蓋然性が高い事業者の件数、予算措置等を踏まえて、件数を大幅に減少する方向で変更を予定している。
- 確かに、市場化テストの導入により、複数年契約や入札公告期間の長期化及び実施要項案への意見招請等による参入障壁の確認が可能となる等のメリットが考えられるものである。しかしながら、前年度の業務において確認された排出削減・吸収プロジェクトを行う可能性・蓋然性が高い事業者の件数、予算措置等を踏まえて本業務における支援件数等を決定している。市場化テストは、前年度の秋頃までには具体的な仕様を決定することになるので、前述のとおり、支援対象の件数及び予算措置等を踏まえた仕様の反映ができなくなり、J-クレジット制度の需要等を踏まえた適切な仕様内容とすることができず、仮に前年度業務と同様に設定した場合はその後に大幅な変更が生じ得るため、市場化テストの導入は困難であると言える。
- なお、一社応札等の改善のため、環境省全体として平成 27 年 1 月 5 日以降に開催される入札・企画競争説明会参加者に対してアンケート調査等を行い、自ら行うことのできる改善については同年度類似業務や次年度業務に積極的に取り入れることとなった。また、平成 28 年度を待たずして、平成 27 年度の業務から、公告期間の延長、情報開示の促進等の対応を行い改善に努めて参りたい。

※1 J-クレジット制度について

J-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度であり、本制度は、オフセット・クレジット（J-V E R）制度と国内クレジット制度が発展的に統合した制度で、環境省・経済産業省・農林水産省により運営されている。本制度により創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用できる。

※2 各申請プロセスについて



74



※ 森林測量にかかる人件費、ペレットの単位発熱量の分析費等
(モニタリングに必要な設備、機材等の物品の購入費は支援の対象になりません)

2

二国間オフセット・クレジット制度の構築に係る実現可能性等調査実施委託業務
(平成 26 年度より二国間クレジット制度に係る実現可能性調査等の運営等委託業務に改定)

(背景)

我が国は、先進的な低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を適切に評価する新たな市場メカニズムとして二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism : JCM) を実施している (2015 年 1 月現在署名国は 12 か国)。

平成 25 年 11 月に発表された「攻めの地球温暖化外交戦略」においても、3 年間で署名国を 16 か国に倍増させるべくこれらの協議を加速させることや、JCM プロジェクトの形成を支援していくことが示されており、また、平成 26 年 9 月の国連気候サミットにおける安倍総理スピーチにおいても、JCM を着実に実施し、優れた技術を国際社会に広め、世界の削減に貢献する旨発言されている。

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) を中心とした気候変動に関する国際交渉 (COP) においても、今後の市場メカニズムの扱いについての議論が進められている。我が国として、JCM を通じた具体的な取組手法を示しつつ、引き続き国際的な緩和活動の取組を促進するための交渉を行っているところ。

JCM の実現可能性調査等に係る本業務は、平成 24 年度より開始した。当初は案件の選定・採択・契約 (再委託) ・管理を含む複合的な業務であったが、平成 26 年度業務より、調査・事業の管理を主とする業務内容への見直しを行った。

(成果目標)

本業務は、環境省が実施する「二国間クレジット制度の構築に係る実現可能性等調査委託業務」 (平成 26 年度は 27 案件採択) 等について、採択案件の進捗管理、温室効果ガス排出削減量の測定・報告・検証のための技術的支援等、及び、これらを踏まえた国内・海外における広報活動等を行い、JCM の具体案件の実施や組成を促進することをもって、JCM を通じた排出削減への貢献に寄与するもの。

(業務の内容)

○ 実現可能性調査委託業務等の進捗管理支援等

参加事業者を募集するための説明会の開催、応募事業者の提案書の一次審査、第三者委員会の設置と同委員会による提案書の二次審査支援、案件採択等に係る契約事務補助、採択案件のホスト国における現地政府関係者を含む協議会の設置・運営、調査実施団体から提出される調査月報等の経過・進捗報告の確認、中間報告書・仮報告書の内容評価や改善指導及びそのための支援委員会の設置・運営、各案件の排出削減効果確認、並びに、ウェブサイト等を通じた調査・事業結果等情報の公開等。

○ 温室効果ガス排出削減量の測定・報告・検証のための技術的支援
方法論開発、モニタリング、妥当性確認実施のための支援業務等。

○ 国内・海外における広報活動

採択された調査・事業の成果の紹介等のためのシンポジウムを国内外で開催並びに UNFCCC 等の国際会議でのサイドイベントの開催を含む広報活動の実施等。

(市場化テストの導入について)

市場化テストの導入により、例えば複数年契約化や入札公告期間の長期化、及び実施要項案への意見招請等による参入障壁の確認が可能となる等のメリットが考えられる。しかしながら、本業務では、仕様内容の検討に当たって JCM 実施国との協議状況や国際交渉の動向、前年度の調査・事業結果、予算措置状況等を機動的に反映させることが不可欠であることから、その導入は困難である。

JCM は各署名国（現時点で 12 か国）との間で設立した両国代表者からなる合同委員会（年に 1 回以上開催）で協議しながら進めている制度である。制度実施のための各種決定（本業務に関連する署名国におけるにおける調査・事業の優先分野や管理手法等含む）については、各署名国毎にそれぞれの国情や期待、要望等を踏まえつつ合同委員会で決議しており、決議した事項について速やかな実施が求められる。これまでにも、例えば署名国との連絡調整手法や頻度、対象分野や活動内容及びその取組手法等に関して協議を行い、本業務内容に反映させている。

加えて、国連気候変動枠組条約の下でも、毎年 6 月頃に実施される補助機関会合及び 12 月頃に実施される締約国会合にて JCM に係る国際的な市場メカニズムについて議論が行われている。国際交渉で日本の貢献や意見をアピールする際には、本業務における署名国における調査・事業等の成果を示すことが有効であり、また同時に本業務で実施するワークショップや説明会で扱う議題は国際交渉における議論や進展（例えば環境十全性の確保やダブルカウントの防止に関する議論等）を踏まえた仕様とする必要があり、相互に密接に関連している。

本業務について市場化テストを導入しようとするれば、少なくとも秋の時点に仕様書の内容を決定することが必要となるが、上記のように仕様書の内容は事業年度直前に状況に応じて最適な内容にすることが不可欠である。

また、本業務は各実施内容が相互に関連しているのみならず、各国との合同委員会や国連気候変動枠組条約における国際交渉の結果とも密接に関連することから、その全てを一体として実施することにより効果的・効率的な実施が可能となるものであり、加えて、上記のような理由から、「常時発生する業務」を特定できず、業務の切り出しも困難と考える。

さらに、本業務が対象とする環境省が実施する調査・事業案件の採択件数は、予算の措置状況によるところも大きく、これによって本業務の規模も影響を受ける。特に、本業務に関連する予算は平成 26 年度に約 37 億円であったものが、平成 27 年度予算案によれば 27 億円へと大幅に変動している。この予算の中から複数の関連する業務へ配分することになるが、このような状況から、予算措置が決まらない段階で翌年度の業務委託内容を見通すことは困難である。

上記により、本業務において市場化テストを導入することは困難であるが、一社応札等の改善のため、環境省全体として平成 27 年 1 月 5 日以降に開催される入札・企画競争説明会参加者に対してアンケート調査等を行い、自ら行うことのできる改善については同年度類似業務や次年度業務に積極的に取り入れることとなった。また、平成 28 年度を待たずして、平成 27 年度の業務から、公告期間の延長、情報開示の促進等の対応を行い改善に努めて参りたい。

二国間クレジット制度のアジア地域における制度実施及びMRV体制構築支援事業委託業務

(背景)

我が国は、先進的な低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を適切に評価する新たな市場メカニズムとして二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism：JCM）を実施している（2015年1月現在署名国は12か国）。

平成25年11月に発表された「攻めの地球温暖化外交戦略」においても、3年間で署名国を16か国に倍増させるべくこれらの協議を加速させることや、JCMプロジェクトの形成を支援していくことが示されており、また、平成26年9月の国連気候サミットにおける安倍総理スピーチにおいても、JCMを着実に実施し、優れた技術を国際社会に広め、世界の削減に貢献する旨発言されている。

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）を中心とした気候変動に関する国際交渉（COP）においても、今後の市場メカニズムの扱いについての議論が進められている。我が国として、JCMを通じた具体的な取組手法を示しつつ、引き続き国際的な緩和活動の取組を促進するための交渉を行っているところ。

アジア各国におけるJCMの効果的な実施のための測定・報告・検証（MRV）体制構築に係る本業務は、平成24年度より開始した。当初から平成25年度まで企画競争方式で実施したが、平成26年度より一般競争入札（総合評価落札方式）に変更した。

(成果目標)

本業務は、対象とするアジア各国（ベトナム、インドネシア、モンゴル、バングラデシュ、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、タイ及び中国）において、JCMプロジェクトの案件発掘・組成、プロジェクト実施のためのMRV方法論の作成及び運用能力の構築等を行うことを通じて、JCMの効果的な実施を通じた排出削減への貢献に寄与するもの。

(業務の内容)

- 対象国各国における情報普及、案件形成、MRV体制整備支援等

対象国各国の状況に合わせた政府機関関係者や民間事業者に対するワークショップの実施並びに教材作成等による情報普及や能力構築を通じたMRV実施に係る体制整備支援、具体的な排出削減案件の発掘・組成支援、データ収集や分析等を通じたMRV方法論の作成支援、検証機関の育成等。

(市場化テストの導入について)

市場化テストの導入により、例えば複数年契約化や入札公告期間の長期化、及び実施要項案への意見招請等による参入障壁の確認が可能となる等のメリットが考えられる。しかしながら、本業務では、仕様内容の検討に当たってJCM実施国との協議状況や国際交渉の動向、前年度の調査・業務結果等を機動的に反映させることが不可欠であることから、その導入は困難である。

JCM は各署名国（現時点で 12 か国）との間で設立した両国代表者からなる合同委員会（年に 1 回以上開催）で協議しながら進めている制度である。制度実施のための各種決定（本業務に関連する署名国における MRV 実施のための人材育成に係る重点分野等含む）については、各署名国毎にそれぞれの国情や期待、要望等を踏まえつつ合同委員会で決議しており、決議した事項について速やかな実施が求められる。これまでに、例えば署名国との連絡調整手法や頻度、対象分野や活動内容及びその取組手法等に関して協議を行い、本業務内容に反映させている。

加えて、国連気候変動枠組条約の下でも、毎年 6 月頃に実施される補助機関会合及び 12 月頃に実施される締約国会合にて JCM に係る国際的な市場メカニズムについて議論が行われている。国際交渉で日本の貢献や意見をアピールする際には、本業務における署名国における MRV 実施のための人材育成の成果を示すことが有効であり、また同時に本業務で実施するワークショップや説明会で扱う議題は国際交渉における議論や進展（例えば環境十全性の確保やダブルカウントの防止に関する議論等）を踏まえた仕様とする必要があり、相互に密接に関連している。

本業務について市場化テストを導入しようとするれば、少なくとも秋の時点で仕様書の内容を決定することが必要となるが、上記のように仕様書の内容は事業年度直前に状況に応じて最適な内容にすることが不可欠である。

また、本業務は各実施内容が相互に関連しているのみならず、各国との合同委員会や国連気候変動枠組条約における国際交渉の結果とも密接に関連することから、その全てを一体として実施することにより効果的・効率的な実施が可能となるものであり、加えて、上記のような理由から、「常時発生する業務」を特定できず、業務の切り出しも困難と考える。

さらに、本業務が対象とする環境省が実施する調査・事業案件の採択件数は、予算の措置状況によるところも大きく、これによって本業務の規模も影響を受ける。特に、本業務に関連する予算は平成 26 年度に約 37 億円であったものが、平成 27 年度予算案によれば 27 億円へと大幅に変動している。この予算の中から複数の関連する業務へ配分することになるが、このような状況から、予算措置が決まらない段階で翌年度の業務委託内容を見通すことは困難である。

上記により、本業務において市場化テストを導入することは困難であるが、一社応札等の改善のため、環境省全体として平成 27 年 1 月 5 日以降に開催される入札・企画競争説明会参加者に対してアンケート調査等を行い、自ら行うことのできる改善については同年度類似業務や次年度業務に積極的に取り入れることとなった。また、平成 28 年度を待たずして、平成 27 年度の業務から、公告期間の延長、情報開示の促進等の対応を行い改善に努めて参りたい。

各業務における入札の改善策等について

下記の業務については、一社応札が続いていることから、以下の改善策を講じることにしたい。

- ① 各業務では、前年度末までの業務結果等を踏まえて具体的な仕様を決定しており、かつ、当該業務結果等によって仕様の根幹部分が大きく変化するものであるため、市場化テストに必要な「秋頃までの仕様書の決定」は実施不可能であるが、2月頃を目途に可能な範囲で仕様書を決定することで、公告期間を長くとりたい。
- ② 各業務の仕様書において、他の事業者が次年度に参入しやすくなるよう、次年度の事業者に対して業務の引き継ぎを行う旨を定めたい。
- ③ 環境省全体として、平成27年1月5日以降に開催される入札・企画競争説明会参加者に対してアンケート調査等を行い、自ら行うことのできる改善については同年度類似業務や次年度業務に積極的に取り入れたい。
- ④ 上記のアンケート調査に加えて、平成27年度からの発注において、各業務を実施しうると考えられる者に対して個別に聞き取り調査を行い、自ら行うことのできる改善については平成27年度の発注に取り入れたい。

(該当する業務)

- カーボン・オフセット等普及促進委託業務
- 二国間オフセット・クレジット制度の構築に係る実現可能性等調査実施委託業務
- 二国間クレジット制度のアジア地域における制度実施及びMRV体制構築支援事業委託業務

また、「J-クレジット創出支援委託業務」については、前年度末までの業務結果等によって仕様の根幹部分は大きく変化しないが、実施案件数が大きく変動しうるものであるため、市場化テストに必要な「秋頃までの仕様書の決定」は実施困難である。このため、上記①～④の改善策を講じることにしたい。

なお、「カーボン・オフセット等推進検討調査委託業務」は平成26年度限り、「二国間オフセット・クレジット制度の構築に係る途上国等人材育成支援委託業務」は平成27年度限りの業務である。